

水田活用の直接支払交付金と 経営所得安定対策等の概要

- 本パンフレットは令和6年度版です。令和7年度以降は、支援内容が変更となる場合があります。
- 令和6年度経営所得安定対策等の申請をされる方は、令和6年7月1日までに最寄りの地域農業再生協議会(市町村・JA)又は国(関東農政局)へ交付申請書及び営農計画書を提出してください。

1 水田活用の直接支払交付金

(1) 戦略作物助成※1

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家、集落営農に対して交付金が直接交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

交付対象者 販売農家、集落営農

※1 戦略作物助成は、コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業と重複して交付されません。

※2 多年生牧草については、当年産において播種を行わず、収穫のみを行う年は、10,000円/10a支援。

対象作物(基幹作のみ)		交付単価
麦、大豆、飼料作物		35,000円/10a※2
WCS用稲		80,000円/10a
加工用米		20,000円/10a
米粉用米		数量に応じて55,000円/10a~105,000円/10a (標準単価 80,000円/10a)
飼料用米	下表の専用品種	数量に応じて55,000円/10a~95,000円/10a (標準単価 75,000円/10a)※3
	一般品種	

※3 飼料用米の一般品種の支援については、令和6~8年度にかけて標準単価が段階的に引き下げられ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(数量に応じて5.5~7.5万円/10a)となります。

飼料用米の専用品種

むさしの26号(県知事特認品種)、いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、垂細亜のかおり

(2) 産地交付金

埼玉県が定める「水田収益力強化ビジョン」に基づき、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家等に交付金が交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

1 県独自メニュー

整理番号	対象作物	対象者	交付単価(円以内/10a) ^{※1}		充当する 順番
			当初	配分増額により充当 する場合の上限額	
1	麦、大豆	認定農業者 集落営農 認定新規就農者	5,200	5,700	②
2-1	高収益作物 (基幹作のみ・11品目 ^{※2})		5,200	5,700	③
2-2	高収益作物 (基幹作のみ・上記以外の野菜)		5,000	—	—
3-1	飼料用米		3,800	4,300	④
3-2	米粉用米		3,000	—	—
4-1	二毛作 (主食+戦略作物等 ^{※3})	販売農家 集落営農	3,500	4,000	⑤
4-2	二毛作 (戦略作物同士)		10,500	12,000	①
5	飼料作物		5,200	5,700	⑥

※1 活用実績によっては、当初交付単価より下がる場合があります。

※2 ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま

※3 戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米及び米粉用米)、そば、なたね及び新市場開拓用米

2 地域の取組に応じた追加配分^{※1}

整理番号	対象作物	対象者	交付単価
1	そば、なたねの作付け(基幹作のみ)	販売農家 集落営農	20,000円/10a
2	新市場開拓用米の作付け (基幹作のみ、コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く)		20,000円/10a
3	新市場開拓用米の複数年契約 ^{※2} (基幹作、3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)		10,000円/10a
4	地力増進作物の作付け(基幹作のみ)		20,000円/10a ^{※3}

※1 令和6年7月1日までに提出された交付申請書及び営農計画書に基づき配分されるため、これらの書類に記載がない場合や二毛作から基幹作に変更となった場合等は、交付されません。

※2 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象。

※3 地域農業再生協議会毎の取組に対して配分されるため、交付単価は20,000円/10aを下回る場合があります。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

- たん水設備(畦畔等)や用排水路等を有しない農地は交付対象外です。
- 令和4年から5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は、令和9年から交付対象外となります。
- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなします。なお、地域農業再生協議会の確認を受ける必要があります。

2

経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物の生産・販売を行う農業者の経営安定のための交付金です。令和5年産から免税事業者と課税事業者で単価が異なります。

対象作物 麦、大豆、そば、なたね(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)

対象農地 畑及び水田

交付対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

交付金額 数量払：収穫量に交付単価を乗じた金額(基本は数量払)
面積払：数量払の先払として、当年産の作付面積に応じた金額

交付単価 数量払の単価：下表を参照(令和7年産まで適用)
面積払の単価：20,000円/10a(「そば」は、13,000円/10a)

数量払の平均交付単価(令和5年産～7年産)

対象作物	課税事業者 向け単価	免税事業者 向け単価	対象作物	課税事業者 向け単価	免税事業者 向け単価
小麦 (円/60kg)	5,930	6,340	大豆 (円/60kg)	9,430	9,840
二条大麦 (円/50kg)	5,810	6,160	そば (円/45kg)	16,720	17,550
六条大麦 (円/50kg)	4,850	5,150	なたね (円/60kg)	7,710	8,130
はだか麦 (円/60kg)	8,630	9,160			

- 交付単価は品質区分に応じて設定されています。詳細は国のパンフレット等をご確認ください。
- 免税事業者向け単価が適用されるには、個人は2年前(令和4年分)、法人は2期前の各事業年度の所得に係る税務署等が受け付けた確定申告書(写)等の提出が必要です。
- 組織として確定申告していない集落営農には、課税事業者向け単価が適用されます。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。(積立金は掛け捨てではありません。)

対象作物 米、麦、大豆(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)

交付対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

3

農業保険

(1) 収入保険

自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少が補償対象となります。

対象作物 全ての農産物

加入対象者 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

(2) 水稻共済

自然災害などによる収穫量又は生産金額の減少を補償します。

対象作物 水稻

加入対象者 農業共済の組合員又は、10a以上の作付けを行っている農業者(個人・法人)

青色申告の方は、収入保険をおすすめします。

ただし、国費の二重助成を避けるためにナラシ対策と収入保険は同時に加入できないため、**どちらか一方を選ぶ**ことになります。詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合 **本所 048-645-2141**

中部統括支所(川越) 049-235-8711 東松山支所 0493-22-0655 上尾支所 048-779-6911
 北部統括支所(熊谷) 048-533-8030 本庄支所 0495-21-0255 秩父支所 0494-22-0647
 東部統括支所(行田) 048-559-1588 宮代支所 0480-32-1015 越谷支所 048-965-7251

経営所得安定対策等における交付金イメージ(10aあたり)

【試算条件】 **収量** 小麦:420kg/10a、大豆:180kg/10a、米粉用米・飼料用米:基準単収

対象者 認定農業者(免税事業者の場合)

(単位:円/10a)

品目		畑作物の直接 支払交付金 (ゲタ対策) ※2 【免税事業者】	水田活用の直接支払交付金			合計
基幹作※1	二毛作※1		戦略作物助成	産地交付金		
				作物等への 助成	二毛作 助成	
主食用米	小麦	44,380	0	5,200	3,500	53,080
米粉用米	小麦	44,380	80,000	8,200	10,500	143,080
大豆	小麦	73,900	35,000	10,400	10,500	129,800
WC S用稲	小麦	44,380	80,000	10,400	10,500	145,280
飼料用米(多収品種)単作		0	80,000	3,800	0	83,800
飼料用米(一般品種)単作		0	75,000	3,800	0	78,800
小麦単作		44,380	35,000	5,200	0	84,580

※1 ほ場において1品目のみ作付ける場合は、その品目が「基幹作」となる。同一ほ場で2品目を作付ける場合は、任意で「基幹作」、「二毛作」を選択できる。ただし、主食用米は必ず基幹作となる。

※2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の単価は平均交付単価を使用。

本チラシの内容については、最寄りの地域農業再生協議会 ▶▶▶(連絡先は県協議会HPをご覧ください)
 又は下記にお問い合わせください。(市町村・JA)

- 埼玉県農林部 生産振興課主穀担当 048-830-4036
- JA埼玉県中央会 JA支援部
- 農政・広報・組合員組織担当 048-829-3309
- JA全農さいたま 米麦部米麦課 048-799-7000
- 関東農政局生産部 経営所得安定対策チーム 048-740-0467



県協議会HPは
こちらから



関東農政局HPは
こちらから